



民法改正の経緯と概要

村 千鶴子 Mura Chizuko 東京経済大学現代法学部教授、弁護士

専門は契約法、消費者法。国民生活センター客員講師、同消費者判例評価検討委員会委員、東京都消費者被害救済委員会会長などを務める。著書に『Q&A 市民のための消費者契約法』（中央経済社、2019年）ほか多数。



はじめに

2017年の通常国会で民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が成立し、民法の契約に関する規定が改正されました。改正法は、2020年4月1日から施行され、原則として施行日以降に締結された契約に適用されます。

さらに、2018年の通常国会で、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる法律が成立しました。成年年齢の引き下げは、2015年に公職選挙法が改正され、選挙年齢が20歳から18歳に引き下げられたことを受けて、民法上の成年年齢も選挙年齢に合わせて18歳にすべきではないかということから検討されていたものです。施行日は2022年4月1日からで、施行日以降に締結された契約に適用されます。

契約に関する基礎的なルールを定めた民法は、消費生活相談に携わるうえでも基礎知識として必要とされるものです。今回の改正の中には、もっぱらビジネスで活用されているものもあるのですが、すべてが必須というわけではありませんが、本連載では、今回の二度にわたる民法改正の中で「これだけは最低でも知っておく必要がある」という点に絞って紹介していくことにします。

消費生活相談と民法

最初に、消費生活相談に従事するうえで民法の基礎知識が必要とされる理由について整理しておきましょう。

消費生活相談は、消費者と事業者との間に知識や情報の質と量、交渉力などのさまざまな格差があるために構造的（構造的とは、個々の消費者の努力だけでは被害の防止が難しいということ）を意味します。つまり、「あなたがしっかりしないからでしょう」という問題ではないということですが）に消費者被害が生ずることから、消費者被害の防止および救済のために、格差是正の支援をすることを目的として地方自治体で設置・運営されているものです。根拠法としては消費者基本法と消費者安全法があります。

そして、消費生活センター等に寄せられる消費生活相談のうち、取引つまり契約に関する相談が9割弱を占めている実情があります。ちなみに、2017年度の消費生活相談の87.2%が取引に関するものでした（『消費生活年報2018』）。

契約に関する消費者被害の防止や救済を目的とするいわゆる消費者法にはさまざまなものがあります。消費生活相談では、クーリング・オフ制度を定めている特定商取引法が最も身近かと思いますが、それ以外にも多くの法律が整備されています。例えば、すべての消費者契約を対象として格差是正を目的とする消費者契約法、インターネット取引に関する電子消費者契約法、クレジットなどを規制する割賦販売法、金融商品に関する金融商品取引法、決済に関する資金決済法、保険に関する保険業法、旅行に関する旅行業法、不動産取引に関する宅地建物取引業法などは消費生活相談員にとっては重要な法律といってよいでしょう。消費生活相談に

従事するうえでは、これらの消費者法の基礎知識が必要であることはいうまでもありませんが、それで足りるというわけではありません。

対等当事者間を前提とした民法では情報格差や交渉力格差がある事業者と消費者との契約に関する責任分配が公平ではなく、消費者に過酷になることから、消費者法は、格差を是正して公平な責任分配となるように、民法の規定を部分的に修正したものという性質があります。契約に関する基礎的なルールは民法で定められており、契約の種類や取引方法に応じて格差是正の必要がある部分を消費者法で修正していると考えれば、分かりやすいでしょうか。

契約に関する基礎的なルールとは、契約当事者となる「人」の能力に関すること、契約についての基本的な考え方、契約するとはどういうことか、契約した時にやめる自由はあるのか、契約相手が契約を守らなかった時はどうすべきかまた何ができるか、自分が契約を守らなかったらどのような法的責任を問われるか、契約を取り消すとはどういうことか、などといったことです。こうした基礎的なことは、消費者法には定めがなく、民法の規定によります。ですから、契約や取引に関する相談に対応する際には、契約に関する基礎的なルールである民法と消費者法の基礎知識とが必要になります。

民法の構成と改正部分

民法は、全体で5編から構成されています。第1編「総則」、第2編「物権」、第3編「債権」、第4編「親族」、第5編「相続」の5編構成となっています。2017年に改正されたのは、第1編の「総則」と第3編の「債権」のうちの不当利得・事務管理・不法行為に関する規定を除くもの（つまり、契約にかかわる規定部分）です。なお、第5編の「相続」の部分は、2018年に改正法が成立しています。

以上のように、2017年改正は契約にかかわる部分を中心に改正されていますから、消費生活相談に従事するうえでも、知っておかなければ

ならない基本的な事柄であるわけです。また、2018年改正による成年年齢の引き下げも、消費生活相談では重要な意味があります。

なぜ今改正されたのか

では、なぜ2017年という今の時期に民法が改正されたのでしょうか。

現行民法の第1編から第3編は、1896（明治29）年に制定されました。当時のドイツ民法やフランス民法を参考にして明治政府が導入したものです。その後、若干の改正はありましたが、基本的な内容はそのまま維持されて現在に至っています。

現行民法が制定された当時と現代とでは、社会や経済、人々の生活、ビジネスのありようが大きく変化しており、現代社会にそぐわない点や不十分な点が出てきたことが指摘できます。

一方では、明治政府が民法を制定するに当たって参考にしたドイツ・フランス・イギリスを含むヨーロッパなどの先進国では、近年、民法改正の検討が進められています。例えば、ドイツは2000年に民法を改正しています。こうした状況のなかで、日本でも2009年10月から、法務省法制審議会において民法（債権法）の改正について検討が進められました。審議結果を踏まえて2015年3月に民法の一部を改正する法律が閣議決定され、2017年5月に成立したという事情があります。

民法改正の意味

前記のように民法は契約に関する基礎的なルールなので、頻繁に改正するというわけにはいきません。

消費者法について考えてみましょう。消費生活相談において最も重要視されている消費者法は特定商取引法ではないかと思えます。特定商取引法は、特殊な取引方法に関する消費者被害が社会問題化する都度、消費者被害を防止し解決できるように、そして事業者の公正競争のための環境を整備するために、法律の改正を繰り返

返してきました。近年では、社会経済の変化が早いことから、次々と新たな問題が起こり、頻りに改正が繰り返されています。最近では、2008年の大改正、2012年の訪問購入を追加指定する改正、2016年の大改正と改正が続いています。2016年改正法は施行後5年を待たずに見直すことになっています。

一方、契約に関する基礎的なルールを定めた民法は、1896年に制定されてから初めての大きな改正となります。おそらく、2017年改正法の次の改正は、100年前後先のことになるのではないかと予想されます。そういう意味では、今回の民法改正は向こう100年ほどは使われることになる可能性があるもので、極めて大きな意味があるということが出来ます。

消費者法を取り込むべきか

法制審議会では、民法典の中に消費者法、具体的に言うと消費者契約法のような消費者契約に関する民事ルールを民法の中に取り込むべきかどうかについても検討されました。民法に消費者法も取り込むとなると、民法の中で「消費者」と「事業者」とを定義する必要があります。そこで、「消費者」をどのように定義すべきかという点についても議論されました。

現行民法では、権利の主体となることのできる「人」を「自然人」と「法人」とに区別しています。自然人という言葉は条文で定められている言葉ではありませんが、民法上の概念として、私たちのような人間のことを「自然人」といっています。「法人」とは、人の集団などを法律上の一人の人格として認める制度で、株式会社とか一般社団法人や一般財団法人などがあります。法人は、根拠法に基づいて設立手続きをし、法務局に登記手続きをすることによって成立します。例えば、株式会社の場合、会社法による設立手続きと法務局への登記が必要です。

改正民法の検討では、これに加えて民法に「消費者」についての定義規定を設け、さらに消費者契約に適用される民事ルールを定めるか

どうかを検討されました。しかし、結果的には改正民法に消費者法的なルールは導入されませんでした。「消費者」の定義が十分に確立しているとはいえないこと、消費者契約に関する民事ルールも、2000年に制定された消費者契約法が2016年、2018年と改正されたもののまだ検討すべき課題が多く残されているうえに、消費者契約は時代の流れの中で大きく変遷していくことを考えると、状況に応じて柔軟に対応する必要があることなどから、現段階で民法に取り込むのは時期尚早であるとの結論となりました。その結果、改正民法も、現行民法と同様に「契約に関する基礎的なルール」であり、対等当事者同士の契約を前提に公平な責任分配はどのように考えるかを示したものとなっています。

民法の体系を維持するか

現行民法の第1編「総則」では、人や法人に関すること、法律行為全般に関する基本ルール、期間の計算方法、時効制度について定めています。このように第1編では、第2編「物権」、第3編「債権」の前提となる総論的な規定に関することを定めています。

このような体系的な定め方はドイツ法にならったもので、パンデクテン方式といわれます。パンデクテン方式は、法律の体系としては整っているのですが、民法を学ぶうえでは、抽象的な概念ばかりを取り扱う第1編から学ぶのはなかなか骨が折れます。また、具体的な紛争について当てはめる場合にも、総論・債権に関する規定などを横断的にチェックする必要があるなど、民法を十分勉強して身に着いていない人には分かりにくいという側面がありました。そこで、法学部の学生などにもっと分かりやすくとっつきやすい定め方に全面的に改めるべきかどうかという点も検討されました。

しかし、パンデクテン方式は法律の体系としては整っており、定着もしていることなどから、維持されることになりました。

改正の視点

法制審議会では120年ぶりの大改正ということから、さまざまな視点から検討をしました。改正の視点は、大きく4つに整理できます。第一が「条文の見える化」です。第二が、**確立された判例を条文に取り込む**ことです。第三が、現代社会に合わせた実質的な改正です。具体的には、取引の迅速化やグローバル化への対応、ビジネスをしやすくすること、などが挙げられます。第四が**消費者保護**です。

さらに、法務省は、2009年に法制審議会での検討当初は、「法律を専門に勉強したことがない一般人でも条文を読めば分かるような、国民にも分かりやすいものにするための民法の改正である」とする趣旨の説明をしていました。しかし、残念ながらそうはならなかったと言わざるを得ません。改正民法の条文をどう解釈すべきかをめぐって学者の中にもいろいろな議論が展開されているといった有り様です。条文によっては、改正前よりも難解になったという評価もされています。ということで、特別な勉強などしなくても条文を見れば誰でも簡単に分かるようになったわけではありません。消費生活相談員の助言機能に期待される部分は相変わらず多岐にわたります。消費者からの相談に対して、適切な助言ができるようにしっかりと基礎を身に付けていただきたいと思います。

視点ごとの簡単な説明

改正点で、消費生活相談において知っておく必要がある基礎的なことは引き続いて論点ごとに連載する予定ですが、本稿では、改正の視点ごとに簡単に説明しましょう。

(1) 条文の「見える化」を図る

条文にはないが民法の常識とされていたものを条文化するということです。そういう意味で、民法を「見える化」として表現しています。例えば、民法は契約については「契約自由の原則」との考え方が柱になっています。これは民法の

常識ですが、現行民法には条文はありません。法学部などで数年かけて基礎から民法を学んだ人にとっては当たり前のことですが、これから民法を学ぼうとする人には「そんなことは条文に書いてない」ということで分かりにくい。そこで、ある程度のことは条文にして「見える化」を図りました。契約の成立に関する条文なども同様のものです。

(2) 確立された判例を条文に取り込む

民法の条文は抽象的なものが多く、解釈運用は判例の累積によります。そこで、民法の勉強といえば、条文を学ぶだけでは足りず、その条文が活用された裁判例を学ぶことが重要です。こうした裁判例の累積の中でも、確立したものがああります。そこで、確立した裁判例については条文化して明確化したということです。

ただ、法制審議会での検討でも、委員の立場や考え方がさまざまであるため意見の一致がみられない論点も多く、意見が一致したものはそれほど多くはなかったように思われます。

意思無能力者のした契約の効力、動機の錯誤の場合の扱いなどは、この視点から改正されたものです。公序良俗違反に該当するものとして暴利行為に関する裁判例はかなりの累積があるのですが、暴利行為の条文化に関しては法制審議会では意見の一致が得られず明確化はされませんでした。

(3) 実質的な改正がされた部分

消滅時効の短期化、法定利率の引き下げ、定型約款に関する規定の新設、意思表示の到達主義への一本化、錯誤無効から取消制度への変更、債務不履行責任と瑕疵担保責任の見直し、危険負担の債権者主義の廃止、債権譲渡の対抗要件の異議なき承諾の規定の見直しなど多岐にわたります。

(4) 消費者保護のための改正

事業資金の借り入れについての個人保証人の保護制度が導入されました。

次回は、人の能力について解説します。